

無戸籍でお困りの方へ



■無戸籍とは

子どもが生まれたとき、出生届を提出することで、その子どもが戸籍に記載されます。

無戸籍とは、さまざまな事情で出生届を提出することができないことにより、子どもが戸籍に記載されず、戸籍が無い状態をいいます。

■無戸籍となってしまう主な事情

現行民法第772条の規定では、前夫との婚姻中（婚姻成立後200日経過後）または離婚後300日以内に生まれた子どもは、元の夫の子どもとみなされました。血縁上の父親が別にいる場合であっても元の夫の戸籍に記載されることになるため、前夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由から、母親が出生届を提出することをためらい、子どもが無戸籍となっているなどの事情が考えられます。

■無戸籍の解消に向けて

これらの問題を解消するため、令和4年12月に民法が改正されました。

- ① 妻が婚姻中に懐胎した子に加え、婚姻の成立した日から200日以内に生まれた子についても、夫の子と推定する（民法772条1項）。
- ② 婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子については、母が（元）夫以外の男性と再婚した後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定する。
- ③ 婚姻の解消等の日から300日以内に出生した子であっても、母が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に2回以上の婚姻をしていたときは、出生の直近の婚姻における夫（前夫）の子と推定する（民法772条3項）。
- ④ 【嫡出否認の訴えに関する規定】※令和6年4月1日以降に生まれた子に適用されます
令和4年改正前の民法では、「夫のみが、嫡出否認の訴えにより父子関係を否定することができる」とされていましたが、改正により「子及び母も嫡出否認の訴えを提起できる」ようになりました。
なお、離婚後300日以内に生まれた子につき、子の父以外の者（前夫）についても、嫡出否認の訴えを提起することができます。
- ⑤ 令和4年改正前の民法では、嫡出否認の訴えを提起することができる期間を「1年」としていましたが、改正後は、期間が「3年」に延長されます（子が手続を行う場合については更に期間を延長する例外があります。）
- ⑥ 民法改正日である令和6年4月1日より前に生まれた子やその母であっても、令和6年4月1日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起して、血縁上の父ではない者が子の父と推定されている状態を解消することが可能とされました。

無戸籍の子どもは、戸籍や住民票がなく、「身元を証明することができない」「学校へ進学できない」「各種行政サービスを受けることができない」など、社会生活上さまざまな不利益を被ることがあります。しかし、無戸籍者の存在については、行政だけでは発見が困難なことも問題となっています。

まずはご相談ください。皆様の事情をお伺いして、どのような手続きができるか一緒に考えましょう。

詳しくは、[法務局ホームページ](https://houmukyoku.moj.go.jp/gifu/page000185.html)（<https://houmukyoku.moj.go.jp/gifu/page000185.html>）をご覧ください。

■無戸籍に関する相談窓口

・岐阜地方法務局戸籍課 ☎ 058-245-3181

・美濃加茂市市民課戸籍係 ☎ 0574-25-2111

■参考

・法務省ホームページ「無戸籍でお困りの方へ」（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html）

